

令和5年8月29日

上越市長 中川幹太様

大潟区地域協議会  
会長 佐藤忠治

### 大潟野外活動施設廃止後の跡地の有効利用について（意見書）

のことについて、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり当協議会の意見を取りまとめましたので提出します。

#### 記

大潟野外活動施設の廃止後、大潟観光協会が貸付を受けて敷地を利用する場合には、維持管理や経費の面で大潟観光協会が過度な負担を負うことのないよう次の3点に留意し、協議を進めていただくことを要望します。

1. 大潟観光協会では、跡地をキャンプサイトとして活用するとしてもキャンプ場収入の大幅な増加は困難と予測されることから、貸付する場合の使用料は、無償若しくは低廉な貸付料とすること。
2. 市は「施設廃止後にトリム施設を撤去する」としているが、まだ使用できる遊具も見受けられ、キャンプ場の特徴ある付属施設としても活用できることから、全て撤去するのではなく、使用できる遊具は現状のまま残すことを検討いただきたい。
3. 貸付を受ける敷地内に残置された松くい虫防除等で伐採した雑木等は、撤去すること。なお、大潟野外活動施設は、夕日の森公園と散策道で結ばれているなど地域住民には重要なエリアとなっていることから、その跡地及び周辺の一体的な施設環境の維持に努めること。